

介護にかかる費用の節約のために

～優遇措置や減免制度を有効に活用しよう～

平成29年11月現在

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会

1 高額療養費の支給(70歳以上の場合)

医療費の自己負担額(一部負担金)が高額になった場合、医療機関等へ支払った後、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。自己負担限度額は、診療月が1月～7月は前々年の収入、8月～12月は前年の収入を基に判定します。(自己負担限度額の切替は毎年8月に行われます。)

<自己負担限度額(月額)>

所得区分		外来の自己負担限度額	入院の自己負担限度額
現役並み所得者 課税所得が145万円以上の方が同一世帯にいる方		57,600円	医療費が267,000円を超えた場合 80,100円+(医療費の総額-267,000円) ×1% ※4回目以降は44,400円
一般		14,000円 [年間上限144,000円]	57,600円 ※4回目以降は44,400円
住民税非課税世帯	低所得者2	8,000円	24,600円
	低所得者1 年金受給額が80万円以下などの人	8,000円	15,000円

●入院する時などは「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付を受けましょう
入院する時や外来の自己負担額が高額になりそうな場合は、事前に申請することにより、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。申請した月の初日から対象となります。医療機関に提示することにより、医療費が自己負担限度額までの支払いですみます。70歳以上の方で、所得区分が「住民税非課税世帯」の方のみ申請できます。「住民税非課税世帯」の方は入院時に係る食事代も減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は毎年7月末日です。引き続き必要な方は、再度申請してください。なお、70歳から74歳の方で、所得区分が「現役並み所得者」と「一般」の方は、高齢受給者証を医療機関に提示していただくことで、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は不要となります。

—入院したときの食事代は、下表の標準負担額を自己負担します。—

区分		標準負担額(1食あたり)
一般(下記以外の人)		360円
低所得者2	過去12か月の入院日数90日までの入院	210円
	過去12か月の入院日数90日を越える入院	160円
低所得者1		100円

窓口: 飯豊町住民税務課住民室 (国保・後期高齢担当)87-0511

請求権の消滅時効の期間は、基準日(基準日とみなされる日を含む)の翌日を起算日として、2年となります。

2 高額介護(介護予防)サービス費の支給

介護保険では、同じ月に利用したサービスの、1割(所得に応じて2割)の利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が、一定の上限額を超えたときは、「高額介護サービス費(要支援者には、高額介護予防サービス費)」として、超えた分が申請により払い戻されます。

なお、入所・入院(ショートステイ)の食費・居住費、差額ベッド代、日常生活費等の費用、住宅改修及び福祉用具購入の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象になりませんのでご注意ください。また、定率負担が軽減されているときは軽減後の負担額が対象です。いずれにしても領収書はしっかり保管しておきましょう。高額介護サービス費の支給を受けるには、介護保険担当窓口に「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要です。

高額介護サービス費の支給に該当する場合には町健康福祉課から申請手続きの案内が届きますので、町健康福祉課に「高額介護サービス費支給申請書」を提出してください。なお、申請書は一度提出して頂ければ毎月申請する必要はありません。

〈所得区分ごとの負担限度額〉

所得区分	世帯の上限額
(1)現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円
(2)世帯のどなたかが町民税を課税されている方	44,400円 ※同じ世帯のすべての65才以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限(446,400円)を設定
(3)世帯の全員が町民税を課税されていない方	24,600円
世帯全員の町民税が非課税で前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が80万円以下の方	個人15,000円
(b)世帯全員の町民税が非課税の老齢福祉年金受給者	個人15,000円
(4)①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	①個人15,000円 ②15,000円

※高額介護(介護予防)サービス費での1カ月の利用者負担上限額は、所得区分に応じて、世帯単位及び個人単位で設定されています。

窓口：飯豊町健康福祉課福祉室 86-2233

請求権の消滅時効の期間は、基準日(基準日とみなされる日を含む)の翌日を起算日として、2年となります。

3 高額医療・高額介護合算制度

医療や介護に支払った金額が世帯の負担限度額を超えたとき、超えた分の額が支給される制度があります。(医療では「高額療養費」、介護では「高額介護(介護予防)サービス費」)。更にその自己負担を軽減する目的で、平成20年4月に「高額医療・高額介護合算制度」が設けられました。年額で限度額(合算算定基準額)が設けられ、限度額を超えた分が申請により払い戻されます。

〈所得区分ごとの負担限度額〉

世帯の負担限度額(合算算定基準額)は、医療保険(70歳未満と70歳以上75歳未満の高齢受給者と後期高齢者医療(75歳以上)ごとに設定されています。毎年8月から翌年7月までの1年間(12ヶ月間)を単位として、所得区分は毎年7月31日(基準日)時点での世帯・所得により適用されます。

なお、世帯で介護保険と医療保険・後期高齢者医療のいずれかの負担額がない場合には、支給対象となりませんのでご注意ください。また、計算の結果、世帯の総支給額が支給基準額500円以下の場合には払い戻しは行われません。

〈合算算定基準額(毎年8月1日～翌年7月31日)〉

所得区分	制度	75歳以上	75歳未満(被用者保険・国民健康保険)	
		後期高齢者医療 +介護保険	高齢受給者がいる世帯※1 +介護保険	70歳未満がいる世帯 ※2 +介護保険
①年収約1,160万円～		67万円	67万円	212万円
②年収約770～約1,160万円				141万円
③年収約370～約770万円				67万円
④年収約370万円までの方 (課税所得145万円未満) ※収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円)の場合も含む。 ※旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。		56万円	56万円	60万円
⑤町民税非課税世帯	Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円(31万円※3)	19万円(31万円※3)	

※1・2・・・対象となる世帯に高齢受給者(70歳以上75歳未満)と70歳未満が混在する場合には、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額合算額を合わせた額に限度額を適用する。

※3・・・介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円
旧ただし書所得・・・国民健康保険における所得区分に使用

■その他、合算対象となる世帯の範囲などについて一定の要件があります。

窓口: 飯豊町住民税務課住民室 (国保・後期高齢担当)87-0511

請求権の消滅時効の期間は、基準日(基準日とみなされる日を含む)の翌日を起算日として、2年となります。

4 在宅介護支援事業(飯豊町)

本町に住所を有する要介護者が、介護保険居宅サービスを利用した場合に、利用者負担金の全部又は一部を助成することにより当該世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、介護保険居宅サービスの利用を促進し、要介護者等が安心して日常生活を送れるよう支援することを目的に飯豊町単独事業として平成23年4月より創設されました。

〈助成対象〉

飯豊町の介護保険被保険者である者のうち、次の各号に該当する者。

- ①本町の区域内にある居宅において生活している者。
- ②介護保険法に規定する要介護者であり厚生労働省令で定める要介護状態区分認定を受けた者。前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この事業の対象者としなない。
 - ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームに入居する者。
 - ・生活保護法による介護扶助を受けている者。

・保険給付の制限を受けている者。

〈対象サービス・支給額〉

対象サービス		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	上限額	支給額
訪問系	①訪問介護	○	○	○	○	○	月10,000円	●負担割合：1割の方 ①～⑤の合計額と10,000円を比較していずれか少ない方の額 ●負担割合：2割の方 ①～⑤の合計額の1/2の額と10,000円を比較していずれか少ない方の額
	②訪問看護	○	○	○	○	○		
	③訪問入浴	○	○	○	○	○		
	④訪問リハビリテーション	○	○	○	○	○		
福祉用具 住宅改修	⑤福祉用具レンタル	○	○	○	○	○	月10,000円	●負担割合：1割の方 ⑥～⑦の合計額と10,000円を比較していずれか少ない方の額 ●負担割合：2割の方 ⑥～⑦の合計額の1/2の額と10,000円を比較していずれか少ない方の額
	⑥福祉用具購入	○	○	○	○	○		
	⑦住宅改修	○	○	○	○	○		
通所系	⑧通所介護	×	×	○	○	○	月4,000円	●負担割合：1割の方 ⑧～⑨の合計額と4,000円を比較していずれか少ない方の額 ●負担割合：2割の方 ⑧～⑨の合計額の1/2の額と4,000円を比較していずれか少ない方の額
	⑨通所リハビリテーション	×	×	○	○	○		

〈申請手続き〉

申請書の提出が必要になりますが、一度提出して頂ければ毎月申請する必要はありません。

該当される場合は、担当のケアマネジャーから連絡があります。

〈支給方法と支給額〉

・申請書に記載された口座番号へ月ごとに振込されます。(支給は、利用月の翌々月※2ヶ月遅れ)

・支給額は、上記表のとおりサービスの利用状況に応じて上限額が決められております。

(例)通所介護 3,000円利用の場合→3,000円支給 5,000円利用の場合→4,000円支給(限度額)

窓口：飯豊町健康福祉課福祉室 86-2233

5 紙おむつ支給事業(飯豊町)

寝たきり状態等にある方に、紙おむつを上限額の範囲内で毎月1回支給されますので、次に該当する方は申請して下さい。

〈対象者〉

- 要介護度が4又は5の方で、常時失禁状態にある方。
- 世帯における生計中心者の所得税額が5万円以下の世帯。
- 施設入所、入院等していない在宅の方。

〈限度額等〉

1ヶ月あたり3,500円を上限額とし、町であらかじめ配達業者と単価契約をしている紙おむつ、尿取りパッド各種を支給します。どのタイプが良いか支給を受ける前月末までに希望すること。(変更を希望する場合は、健康福祉課に連絡)

〈支給の流れ〉

①申請書の提出→②支給決定通知書の送付→③毎月10日前後を目処に町指定業者が自宅へ直接配達いたします。

窓口：飯豊町健康福祉課福祉室 86-2233